

平成26年5月27日

障害児支援に関するヒアリングへの意見

社会福祉法人日本盲人会連合
会長 竹下 義樹

1. 乳幼児教室の設置と養育相談員の配置

(理由)

子どもの障害の発見者として、最も多いのが主たる養育者である母親です。乳児検診に「問題なし」とされた障害のある子どもの家族は、子どもの状態に何らかの不安や疑いを抱えながら育児に当たります。その子の経過観察中における対応においては、家族、特に母親の心理的ケアが必要とされます。その対応のためには、行政機関や訓練施設などと連携を取らなければなりません。現状ではほとんど専門機関がありません。現在京都ライトハウスで行われている、乳幼児教室などの実践を参考に、福祉と医療を結ぶネットワークのかなめとして、盲福祉施設やリハビリテーション施設に、乳幼児教室の設置と養育相談員の配置の検討をお願いします。

2. 電話による盲乳幼児支援相談事業の創設

(理由)

本連合などに、電話による盲乳幼児支援相談員を置き、上記保護者の心理的ケアも含めて、各種専門機関の紹介など、育児に関する具体的な情報の提供を保証する必要があります。先天性の視覚障害児では多くの場合、各視器の形態的および機能的発達時期であるため、眼から入るべき情報が脳で正しく処理されません。その結果、物事への興味や知識の欠落、コミュニケーション遅鈍など、知的発達の遅れと共に、身体的発達の遅れなども伴いやすく、その対応は教育も含めた早期の療育（リハビリテーション）が必要となります。乳幼児教室などとともに、電話による相談事業が、現実的な対応策となりえますので、運用上の予算的処置をお願いします。

3. 点字母子手帳の周知徹底

(理由)

視覚障害児の親もまた、視覚障害者である場合があります。「母子手帳」は、母親になる心構えの象徴でもある一方、学齢期までの子供の身体的且つ精神的な成長の記録とも、障害特性を示す重要なカルテにもなります。点字の母子手帳の充実とその周知徹底をお願いします。

4. 医療・福祉・保健機関等への障害児教育・支援機関の周知

(理由)

視覚障害教育の分野では早期支援が喫緊の課題となっています。しかし、まだまだ視覚障害児の教育や支援機関についての情報が全国津々浦々の医療・福祉・保健機関等に周知されていないように思います。それぞれの自治体によって資源となり得る機関は異なりますが、各自治体においてパンフレットやポータルサイトの作成費用を補助するなど、視覚障害教育に関する機関について医療・福祉・保健機関等に周知していただけるようお願い致します。

5. 盲福祉施設等に3Dプリンタの設置及び運用の財政的支援

(理由)

全盲児は、発達初期から視覚以外の感覚を用いて成長しますが、正眼児童に比して、3次元や空間の認識にかなりの時間と能力を必要とするうえ、個人差や家庭環境による差異が顕著です。これが「視覚障害は空間認知の障害」とも言われる所以です。近年普及してきた3Dプリンタを用いて、3次元の立体感覚を体感することにより、事物の理解の促進につながります。そのためには、点字図書館やリハビリテーション施設などに設置し、早期間隔訓練等において活用できる環境の整備が必要です。そうした機材と運用費の財政的な援助をお願いします。

6. 日常生活用具の点字ピンディスプレイの補助対象年齢の引き下げ

(理由)

情報化社会の進展に伴い、障害児教育の中でもICT教育のニーズが高まってきています。文部科学省は今年度から特別支援学校の高校1年生を対象に就学奨励費の学用品代として5万円を上限にパソコンやタブレット端末の購入費の補助を始めました。しかし、点字を使用する生徒の場合、パソコンと共に点字ピンディスプレイが必要になるわけですが、点字ディスプレイは30万円以上もするため、なかなか購入できません。点字ディスプレイがあれば、電子辞書を使うときも文字をきちんと指で確認できますので、学習上はとても有用なものです。一方、点字ディスプレイは自治体によっては盲ろう者のみにしか補助していないところもありますが、視覚障害者に対して支給しているところも増えてきています。しかし残念ながらこのような自治体でも支給対象年齢が18歳以上となっているところが多いため、学習上有効な機器にも関わらず高校段階ではほとんど使われておりません。サピエ図書館には15万タイトルを超える点字データがアップされており、その中には大学受験用の参考書や問題集もたくさんあります。日常生活用具は平成18年から地域生活支援事業になっているのは重々承知しているのですが、点字を使用する高校生の学習環境を向上させるためにも、ご配慮をお願い致します。

7. 新しい学校に進学した時の年度当初のガイドヘルパーの利用

(理由)

視覚障害児が新しい学校に進学した場合、4月から単独で通学できない児童、生徒

もいます。保護者が付き添えばいいのですが、家庭の事情によってはそれも難しいところもあります。歩行訓練を行い、自力で通学できるようになるまでの間だけでもガイドヘルパーが通学に同行できるようにしていただけるようお願い致します。

8. 障害基礎年金の支給開始年齢の引き下げ、または障害学生支援のための奨学金の創設

(理由)

特別支援学校(盲学校)高等部を卒業した生徒のほとんどは大学、短大、専門学校、盲学校専攻科などに進学しています。盲学校専攻科に進学した場合は就学奨励費制度もありますので、それほど大きな経済的負担は生じませんが、大学等に進学した場合は就学奨励費もありませんので、相当な費用が発生します。健常の学生のようにアルバイトができればよいのですが、視覚障害学生のためのアルバイトはほぼ皆無です。重度の障害学生の場合、20歳から障害基礎年金が支給されますが、それでも18歳から20歳の間は谷間のようになっています。また、障害基礎年金の対象にはならない中度や軽度の障害学生にとっては高等教育を安心して過ごせるよう障害学生のための奨学金があれば有難いと思います。

9. 拡大読書器の補助の拡充

(理由)

日常生活用具の中の拡大読書器については支給基準が自治体ごとに異なります。中には障害者手帳1・2級が条件となっているところもあり、3級～6級の弱視児が補助を受けられないこともあります。しかし、弱視児の中には学校と家庭とで2台の拡大読書器を必要としているケースもあります。学校が購入してくれればよいのですが、自費で買った読書器を学校に持ち込まざるを得ないことも少なくありません。学校に通学している場合で、学校側の配慮がない時に限り、障害者手帳の等級に関わらず特例として拡大読書器2台分の補助が受けられるよう、支給基準の見直しをお願いします。

